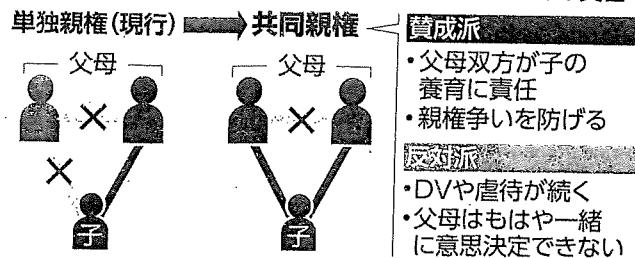


離婚後の「共同親権」導入をめぐる賛否



離婚後の子どもの親権は、父母の双方が持つべきか、どちらか一方に限定すべきか――。法制審議会(法相の諮問機関)の部会は19日、「共同親権」の導入と、現行の「単独親権」の維持を併記する形で論点整理をした。8月末にまとめた中間試案のたたき台という位置づけで、中間試案が

離婚後は一方に決めなければならない。法廷審の部会は今回の論点整理で、基本的な規律として「父母双方が子を養育する責務を負う」「子の最善の利益を考慮しなければならない」と明確にした。そのうえで、離婚後の共同親権を法改正で実現する案と、現行法のまま単独親権を維持する2案を併記した。共同親権を導入する場合は、「原則+共同、例外+単独」とする案と「原則+例外」の案を提示。「原則+例外

で、未成年の子の身の回りの世話(監護)と教育をする「身上監護権」と、子の財産を管理して契約行為などを代理する「財産管理権」があるとされる。

「親の責任果たせる制度に」 「子どもの安全を守れない」

は、家庭内暴力(DV)や児童虐

離婚後の共同親権選択肢

離婚後の共同親権と併記

できればパブリックコメントで国民の意見を募る。

親権には、大きく分けて、未成年の子の身の回りの世話(監護)と教育をする「身上監護権」と、子の財産を管理して契約行為などを代理する「財産管理

を定めずに、柔軟に選択できるという考え方もある

とも注記した。共同親権にした場合は、身の回りの世話ををする「監護者」を定めるかもボイントになる。論点整理で

は、父母の一方に定める必要があるという案と、定めるか否かは父母が協議して選べるという案を提示。監護者を置けば、身上監護権は監護者が単独か双方で協議して行使するなどの複数案を並べた。監護者を置かなければ、両権利とも父

母が共同で行うとした。2020年は婚姻が約53万組、離婚が約19万組に上った。離婚して親権がなくなっても養育費を支払う義務などはある。だが、16年

「かつてないような激論」。21年3月から約1年半にわたって議論してきた法廷審の部会は、参加者がこう語るほど白熱した。

「現行の制度は強制的に子どもを片親から奪っている」。部会メンバーで「親子の面会交流を実現する全国ネットワーク」の武田典久代表は、共同親権の導入を強く推す。面会交流は、実施されたとしても実現までに別居から1年以上かかり、月1回程度というケースが多いという。武田さんは「離婚しても、子どもにとつて親であることに変わりない。父や母が子の養育に関わり、責任を果たせる制度にするべきだ」と話す。

待が離婚後も続く恐れや、仲たがいした父母が子の進学先などを一緒に決める難しさだ。

「シングルマザーサポート団体「全国協議会」は6~7月、会員のひとり親にウェブ調査を行い、約2500人から有効回答を得た。調査では、4割が元配偶者から子への虐待があつたと回答。共同親権に賛成は1割だけで、単独親権に賛成が6割、「わからない」が3割だった。

法廷審の部会メンバーで、協議会の赤石千衣子代表は共同親権について「子どもの安全を守れない」と反対。「単独親権を選ばざるを得ない状況に追い込まれる人が出てくる」と懸念する。

度の調査では、養育費を受け取っている母子家庭は24%、母子家庭の子が離れて暮らす父と面会交流するケーズは30%にとどまる。こうした現状を受け、論点整理では新たな仕組みを提案。養育費や面会交流の取り決めがなければ原則として離婚できない▽父母間の協議などがなくとも一定額の養育費の請求権が自動的に発生する▽面会交流を実施する際の判断要素(子の生活状況など)の明確化――などを盛り込んだ。

（田内康介、杉原里美）